

互助会NEWS【4月号】

令和6年4月23日

一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、令和6年4月25日（木）です。
互助会からの給付は、ハガキの「給付金送金明細書」でお知らせしています。
また、「互助会NEWS」は、互助会ホームページからもご覧いただけます。（バックナンバーを含む。）

◎教職員互助会に加入しましょう

4月から新採用になったみなさん、また、他の共済組合から転入されたみなさんや公立学校共済組合の他支部から転入されたみなさん、さらには、臨時講師*1から引き続いて採用になった方のうち、教職員互助会に加入していないみなさん、この機会に教職員互助会に加入してみませんか？

教職員互助会は、公立学校共済組合青森支部に加入する教職員等のみなさんが加入でき、給付事業・厚生事業・貸付事業等の福利厚生事業を実施している団体です。

加入は任意で、掛金は給料月額に7/1,000を乗じた額となっています。

事業内容等の詳細は、互助会のホームページでご確認いただけますので、まだ加入していないみなさんは、ぜひ、この機会に教職員互助会に加入しましょう。

事例別の加入手続き等は、下記のとおりです。

（令和6年3月5日付け青教互第78号を参照。）

事 例	加入手続きの方法等
<p>(1) 新たに公立学校共済組合青森支部の資格を取得する場合</p> <p>①新採用の場合</p> <p>②他の共済組合（国・市町村・警察など）から転入した場合</p>	<p>《手続き》</p> <p>公立学校共済組合青森支部に「組合員資格取得届書」を提出する際、届出書内にある「互助会加入申込書」欄に記名し、公立学校共済組合青森支部へ提出してください。</p> <p>《掛金》</p> <p>4月給与から控除を開始します。 加入しない場合は、翌月返金します。</p>
<p>(2) すでに公立学校共済組合の資格を取得しているが、互助会未加入の場合</p> <p>①公立学校共済組合の他支部から転入した場合</p> <p>②臨時講師*1（すでに公立学校共済組合青森支部の資格を取得）から引き続き新採用となった場合</p> <p>③すでに公立学校共済組合青森支部の資格を取得しているが、教職員互助会未加入の場合</p>	<p>《手続き》</p> <p>「組合員資格取得届書」内にある「互助会加入申込書」欄に記名し、互助会へ提出してください。</p> <p>なお、提出の際は、各所属所に備え付けの「福利厚生ハンドブック」の「既組合員が互助会に加入する場合」の記入例（記 ② 17ページ）を参考にしてください。</p> <p>添付書類は不要です。</p> <p>《掛金》</p> <p>①、②は、4月給与から控除を開始します。 ③は、加入月の翌月の給与から2カ月分を控除します。</p>

↓↓ 裏面に続く ↓↓

所属内でご覧ください

◎臨時講師^{*1}に係る4月分の互助会掛金について

臨時講師^{*1}のうち、下記に該当する会員の方に係る4月分の互助会掛金は、加入状況を確認後に給与支払先へ掛金控除依頼をするため、**5月給与支給時に控除させていただきます**ので、ご了承ください。

事 例	互助会の処理	注意事項
1. 令和6年4月に公立学校共済組合青森支部の資格を取得した臨時講師 ^{*1} が、互助会に加入した場合 ※組合員資格取得届書の互助会加入申込欄に記名した場合	<ul style="list-style-type: none"> 加入状況の確認 給与支払先へ掛金控除依頼 	
2. すでに互助会に加入している臨時講師 ^{*1} が小・中学校から県立学校へ所属異動した場合又は県立学校から小・中学校へ所属異動した場合	<ul style="list-style-type: none"> 加入状況の確認 給与支払先の変更に伴い、新たな給与支払先に掛金控除を依頼 	小・中学校から県立学校への所属異動は、職員番号が変更になる場合あり。
3. 会員が、勸奨・普通退職後、臨時講師 ^{*1} になった場合 ※公立学校共済組合青森支部の組合員証を引き続き使用する場合		退職時に「加入確認書」の提出が必要。
4. 会員が、再任用終了後、臨時講師 ^{*1} になった場合 ※公立学校共済組合青森支部の組合員証を引き続き使用する場合		再任用時に加入している会員は、引き続き加入の取扱いとなる。 引き続き加入を希望しない場合は「退会届」の提出が必要。

上記の外、臨時講師^{*1}の方で、すでに互助会に加入しており、掛金が控除されていたにも関わらず、4、5月給与から掛金が控除されていない場合があります。互助会までご連絡ください。

◎臨時講師^{*1}に係る所属異動等の手続きについて

臨時講師^{*1}に所属の異動や任用期間の変更があった場合は、公立学校共済組合青森支部へ「**②**組合員異動報告書【N～R用】」の提出が必要です。

未提出の場合、旧所属に「互助会給付金送金明細書」が送付される場合がありますので、ご注意ください。

臨時講師^{*1} → 臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舍指導員、臨時学校栄養職員、臨時事務職員、非常勤職員等

互助会では、会員のみなさまからのご意見、ご要望を募集しています。
こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276



HPアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>

所属内でご閲覧ください